

揮 発 油 税 法 基 本 通 達 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(納税申告書の記載事項等) 第40条 納税申告書の記載事項については、次による。 (1) 法第10条第1項第1号《移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告》に規定する「揮発油」には、指定用途外消費等された特定石化製品に係る揮発油を含み、次に掲げる規定の適用があつたものを含まない。 イ 法第13条の2《採取した見本に関する適用除外》(租特法第89条の2第10項)において準用される場合を含む。) ロ～リ (省略) (2)～(4) (省略) 2 (省略) 第103条 (削 除) 第104条 (削 除)	(納税申告書の記載事項等) 第40条 納税申告書の記載事項については、次による。 (1) 法第10条第1項第1号《移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告》に規定する「揮発油」には、指定用途外消費等された特定石化製品に係る揮発油を含み、次に掲げる規定の適用があつたものを含まない。 イ 法第26条第3項《当該職員の権限》(租特法第89条の2第9項《法の準用》)において準用される場合を含む。) ロ～リ (同左) (2)～(4) (同左) 2 (同左) <u>(「当該職員」の意義)</u> 第103条 法第26条《当該職員の権限》(租特法第89条の2第9項、同法第89条の3第4項及び同法第90条第4項《法の準用》)において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)に規定する「当該職員」とは、揮発油税に関する調査を担当する国税庁、国税局、税務署又は税関の課係又は部門に所属する職員をいうものとする。 <u>(検査権限等の範囲)</u> 第104条 法第26条第1項第1号、第2号及び第4号《当該職員の権限》の規定による当該職員の質問の権限は、これらの規定に規定する製造者、販売業者、引取者又は運搬者のほか、これらの者の代理人、使用人その他の従業者で、その質問に係る事項を担当する者についても及ぶものとする。

改 正 後	改 正 前
	<u>2 法第 26 条第 1 項第 1 号に規定する「その他の物件」には、金銭も含まれるものであるから留意する。</u> <u>(注) 金銭の検査に当つては、なるべく立会人に計算させる等その方法及び手段に十分留意し、紛争の生じないようにするものとする。</u> <u>3 法第 26 条第 1 項第 2 号の規定は、特定石化製品については再輸入される特定石化製品等第 79 条第 1 項《特定石化製品の範囲》に規定するものについてのみ適用されるのであるから留意する。</u> <u>4 法第 26 条第 1 項第 4 号に規定する「運搬中の揮発油」又は「運搬中の特定石油化学製品」には、現に運搬している揮発油又は特定石化製品のほか、運搬途中において一時的に蔵置されている揮発油又は特定石化製品も含まれるのであるから留意する。</u>